

平成30年度事業計画など決定

千厩地区まちづくり協議会は3月26日、30年度定期総会を開催し、規約の改正など5議案を原案どおり決定しました。また、4月1日から千厩市民センターの管理運営を協議会が指定管理者となって担うことに伴う役員の選任替えが承認されました。

決定された議案および選任替え後の役員は次のとおり。

選任替え後の役員（任期は31年3月31日）

※は市民センター執行役員

会長：永澤由利（1-2区自治会長）

副会長：村上忠吾（4区農家組合長）

山田照夫（1-2区長）

菅原弘行（1-1区自治会長）

※村上敬一（木六自治会長）

理事：※千葉隆生（駒場自治会長）

※舘澤敏子（地区婦人会長）

※金野富雄（北ノ沢自治会長）

伊藤勲（長生会連合会長）

理事：伊藤三男（第三町内自治会長）

小野寺文榮（小田梅田自治会長）

佐藤修蔵（地区体育協会会長）

金野正英（生涯学習推進員）

佐藤長一（3区長）

小岩臣彦（2-3区自治会長）

小野寺賢（中沢自治会長）

監事：昆野富夫（神子ノ沢自治会長）

畠山功（2-2区自治会長）

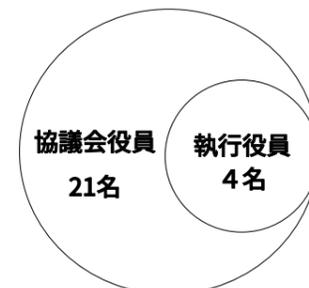
総会で決定された5議案

- ① 協議会規約の改正（全部改正）
- ② 30年度協議会事業計画
- ③ 30年度協議会費の額、徴収時期と方法
- ④ 30年度協議会一般会計予算
(収入、支出とも4,707,000円)
- ⑤ 30年度市民センター事業計画および予算
(収入、支出とも17,463,000円)

執行役員体制で運営

千厩市民センターの管理運営は協議会が「執行役員」を置いて取り進めます、その主な業務は次のとおり。

役員体制イメージ図



執行役員は非常勤とし、右記のような業務にあたります。協議会役員が実務にあたることで、センター運営がより地域に密着したものになるよう努力して参ります。

執行役員業務



指定管理業務の総括

- ・他機関、団体との渉外等



施設管理、スポーツ事業の総括

- ・施設の管理指揮等
(除草、除雪等)
- ・スポーツ事業指揮等



各種学級、講座の総括

- ・家庭教育、青少年教育等の指揮
- ・図書、視聴覚事業の指揮

事務局職員は新体制

千厩地区まちづくり協議会は規約の改正などに伴い、4月1日から常勤の事務局職員を採用するなど新体制としました。なお、事務局職員は千厩市民センター職員を兼務します。事務局職員等は次のとおり。

事務局長：金野富雄（理事兼務）

事務局次長：松本哲郎

事務局員：岩淵里恵子、小山裕樹、小野寺哲
(以上新採用)



辞令交付を受ける役職員

千厩市民センターの管理運営を開始



正副会長、執行役員と職員

千厩市民センターは千厩地区まちづくり協議会が指定管理者となり、平成30年度から千厩市民センターの管理運営を担います。

このため、協議会役員が積極的に運営に携わる必要があることから、新たに「執行役員制度」を設け、役員と職員が協力して事業にあたっていきます。

なお、センターの多様な業務に対応するため、職員を増員し新体制で業務を進めます。

資源回収はじめます

協議会では集団資源回収として、古紙、段ボール、新聞・チラシ、アルミ缶などの回収をはじめます。

現在準備を進めている回収ステーションを市民センターに設置し、千厩地区住民の方がいつでも利用できるようにしていきます。準備が整い次第、会報等でお知らせしますのでご協力をお願いします。